

令和4年1月1日から 傷病手当金 の支給期間が通算化されました

傷病手当金は、健康保険の被保険者が病気またはけがの療養のため、働くことができず、そのために給料をもらうことができない場合に、休業中の被保険者の生活を保障するために支給されるものです。

令和4年1月1日から、傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6か月」になりました。

令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

●支給要件

次のいずれにも該当している場合に支給されます。

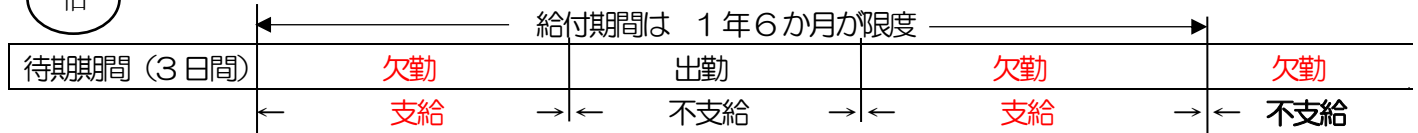
- ① 業務外の事由による病気やけがの療養のための休業であること
- ② 労務に服することができないこと
- ③ 労務不能の日が連続して3日間（待期期間）あること
- ④ 労務不能により報酬の支払がないこと

●給付額（1日あたりの金額）

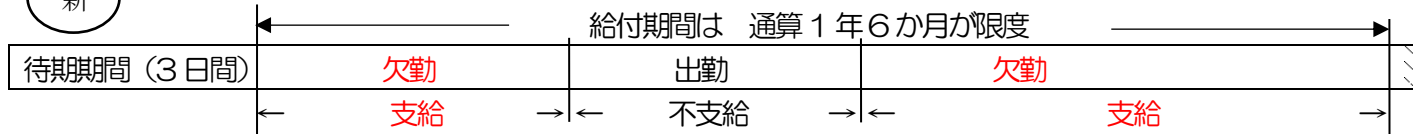
(支給開始日以前の連続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額) ÷ 30日 × 2/3

●給付期間

旧 同一の傷病について支給開始の日から、1年6か月間が限度です。



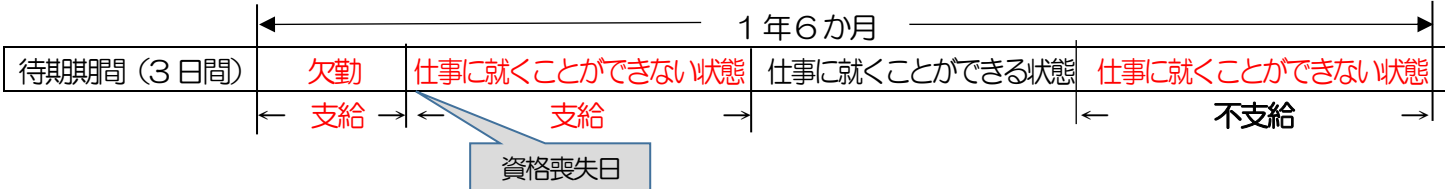
新 同一の傷病について支給開始の日から、通算1年6か月間が限度です。



●継続給付の支給要件

傷病手当金は、被保険者資格を喪失した後も次のいずれかに該当するときは支給されます。

- ① 資格喪失の前日まで連続して1年以上被保険者資格を有していた者が、傷病手当金受給中に退職し、引き続きその傷病のため就労できないとき
  - ② 資格喪失の前日まで連続して1年以上被保険者資格を有し、報酬を受けていたため傷病手当金を全額支給停止されていた者が退職し、引き続きその傷病の療養のため就労できないとき
- ただし、一旦仕事に就くことができる状態になった場合、その後更に同一の疾病等により仕事に就くことができない状態になっても、傷病手当金は支給されません。



●支給調整・・・事業主から報酬が受けられるとき

傷病手当金は、報酬の全部又は一部を受けることができる者に対しては支給されません。ただし、報酬の額が傷病手当金の額より少ない場合はその差額が支給されます。

●その他

- ・ 給付金額の計算方法について、支給開始される前1年間の給与を基に計算された金額で支給されます。
- ・ 療養には、自宅静養や自費診療（保険外）の場合も含まれます。
- ・ 傷病の状態が労務不能であれば、家事の副業に従事した場合でも支給されます。
- ・ 病原体保有者が隔離収容され、労務に服することが出来ない場合も支給の対象となります。
- ・ 「継続給付の要件」を満たす者を除き、任意継続被保険者の方に傷病手当金は支給されません。